

World Trend Foresight

防衛産業をめぐる環境変化と企業の選択—国際協力を前提とした関与の在り方—

2026年3月

近年、防衛産業は成長戦略の検討分野の一つとして位置づけられ、その役割をめぐる議論が進んでいる。防衛装備品をめぐる需要は、従来の自衛隊向け調達にとどまらず、同志国との協力を前提とした国際的な供給へと広がりがつつある。一方、日本の防衛産業は、少子化やサプライチェーンの脆弱性といった構造的制約を抱えており、供給を国内に依存する従来の構造には限界も見え始めている。このため、防衛分野への関与を検討する企業にとっては、国際協力を前提とした関与の在り方をいかに整理するかが、改めて課題となっている。

本レポートでは、そうした課題意識を踏まえ、企業が自社の技術や事業内容に照らして関与の可否や範囲を見極めるための視座を提示するものである。

1. 安全保障環境および防衛産業をめぐる環境の変化

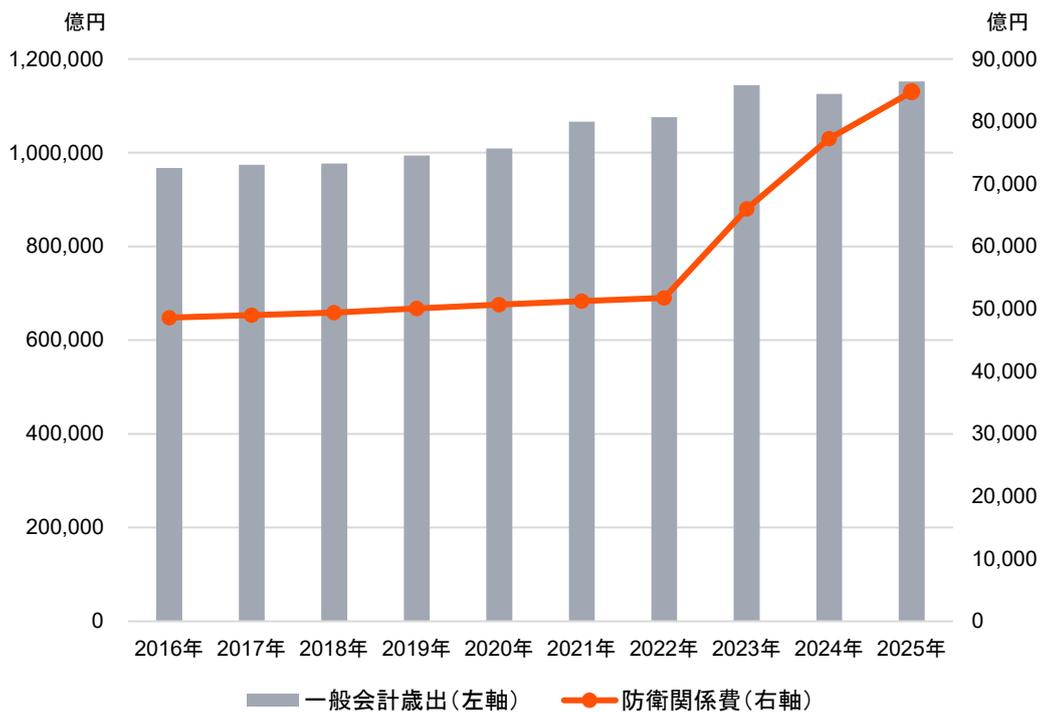
日本を取り巻く安全保障環境は、この数年で変化が重なっている。その結果、防衛装備をめぐる動向も、従来より広い視野で捉え直すことが求められている。以下では、防衛装備を取り巻く主な環境変化として五つの観点から整理する。

第一に、インド太平洋地域では、海洋国家を中心とした協力枠組みが段階的に整い、連携の多層化が進んでいる。こうした連携の発想は、安倍元総理が2012年に提起した「セキュリティダイヤモンド構想」に見られる。この構想は、インド太平洋の安定を確保するために日米豪印が協調すべきだという方向性を示したものである。その後、2007年に発足したものの一時的に停滞していた同じく日米豪印の安全保障対話 QUAD (Quadrilateral Security Dialogue) が、2017年以降、再び継続的な協議枠組みとして機能するようになった。こうした協調・対話の枠組みが整う中で、協力の対象を政策対話や信頼醸成にとどめず、技術面の協力へと射程を広げる動きも見られる。米英豪による安全保障枠組みである AUKUS (Australia–United Kingdom–United States Security Partnership) の先進能力協力 (Pillar II) は、防衛技術や先進能力分野での協力を制度化する試みであり、日本との協力もプロジェクト単位で検討・協議される中で、海洋国家間の連携が安全保障に加え、技術分野にも広がっている一例とみなせる。

第二に、こうした国際協力の広がりとは並行して、防衛装備分野における協力も多様化している。日英伊の次世代戦闘機共同開発(Global Combat Air Programme:GCAP)は、多国間で設計・生産を共同で進めるプロジェクトとして具体化が進む。また、豪州政府が、海軍の次期汎用フリゲート艦として、日本のもがみ型護衛艦の能力向上型を優先プラットフォームに選定し、日豪両政府は契約締結に向けた協力を進めている¹。これらは、従来は政策対話や運用協力を中心としてきた安全保障協力が、防衛装備や産業の領域にまで広がりつつあることを示す象徴的な例である。

第三に、国内では、防衛装備品に対する需要が着実に高まっており、防衛関係費も近年、当初予算ベースで継続的な増加傾向にある(図表 1)。背景には、日本周辺における東アジア情勢の緊迫化をはじめ、ロシアによるウクライナ侵攻など、安全保障環境の不確実性が増していることが挙げられる。加えて、2022年12月に策定された「国家安全保障戦略」「国家防衛戦略」「防衛力整備計画」のいわゆる安保三文書により、防衛力に求められる役割や能力の方向性が再整理され、中長期的な防衛力整備の枠組みが拡大した。こうした政策的な変化により、防衛装備品に対する需要が計画的かつ継続的に拡大する基調が生まれている。

図表 1 防衛関係費の推移



(出所)令和7年版防衛白書より、筆者作成

¹ 防衛省発表 https://www.mod.go.jp/j/approach/exchange/area/2026/20260214_aus-j.html

第四に、近年の実際の武力紛争を通じて、防衛装備品に対する需要の在り方が変化しつつある。ドローンやミサイル等を大量に用いる新しい戦い方の中では、戦場と後方の境界が曖昧となり、都市部や社会インフラを含む空間全体が戦闘環境の一部として影響を受けるようになっている。この結果、防衛装備品は実戦に投入される中で、想定していた使い方や効果が通用しなくなる場面が、従来よりも短い時間軸で顕在化している。こうした状況下では、短いサイクルでの開発・改良・更新に加え、有事における大量供給への対応を含む防衛装備品に対する需要の変化が、既存の防衛装備品メーカーを中心とした従来の体制では限界があるとの認識が明確となり、民生技術を中心とする中小企業を含めた産業全体での対応が不可避との受け止め方が、国際的に強まりつつある。こうした需要の変化を踏まえると、従来の日本の防衛産業が前提としてきた体制のままでは、対応が難しくなるとの認識が広がっている。

第五に、政策面では、防衛生産・技術基盤の強化を安全保障政策上の主要課題として位置づける動きに加え、最近では、内閣に設置された「日本成長戦略本部」の検討体制において、防衛産業が成長戦略の検討分野の一つとして整理されている。また、防衛装備移転三原則の運用指針において、完成装備品輸出を認める「5 類型」（救難・輸送・警戒・監視・掃海）の在り方を含め、制度全体の見直しに向けた議論が進んでいる。制度改正による輸出制度の再構築は、同志国との防衛装備協力の選択肢を広げるための重要な要素となり得る。

こうした五つの環境変化を踏まえ、日本では、安全保障を防衛力の問題だけでなく、基盤技術やサプライチェーンを含む産業構造の問題として捉え直す視点が、今後の成長戦略を考える上での前提となってきた。この視点の下で、日本の防衛産業は、従来の国内調達を支える基盤としての役割を維持しながら、国際協力と成長戦略の双方を支える国家戦略上の基盤としての性格を重ねつつある。

2. 防衛産業基盤の制約と国際供給モデルの多層化

(1) 防衛産業全体に及ぶ生産基盤の構造的制約

日本の防衛産業は、防衛装備品を製造するプライム企業に限らず、部品・素材・電子・ソフトウェアから被服・装具、生活関連設備、業務支援に至るまで、幅広い一般産業の企業群によって支えられる多層的なサプライチェーンから成り立っている。こうした防衛産業は、これまで自衛隊向けの国内調達を支える枠組みを前提としながら、同志国との協力が広がる中、国際的な供給機能を意識した役割を担うことが求められつつある。他方、この役割拡大を受け止めるための生産・技術基盤には、依然としていくつかの構造的課題が残る。

第一に、人的制約がある。少子化の進行により、防衛装備品の製造においては、特定の技能を担う人材の確保が難しい。このような状況下では、防衛装備品に対する高い精度や安全性への要請に応えつつ、生産量の変動や複数案件の同時進行、さらには増産への対応が難しくなりやすい。

第二に、サプライチェーン全体の持続性である。防衛生産・技術基盤は、大手メーカーの下に広範な中堅・中小企業が連なる多層構造となっているが、その実態は十分に可視化されているとは言い難い。防衛省はサプライチェーン調査を通じた構造把握を進めているものの、どの層で撤退や縮小が生じれば供給に支障が生じるのかを事前に検知することは容易ではない。実際に、防衛関連事業の縮小・撤退が防衛装備品の稼働率や供給の安定性に影響を及ぼした例もあり、多層構造全体としての強靱性に課題が残る。

第三に、企業レベルでの事業継続の不確実性がある。安保三文書により中長期の防衛装備整備の方向性は示され需要は拡大基調にあるが、企業の視点では、個別の数量や採算性、年度ごとの受注規模といったマイクロの見通しはなお不透明である。特に、日本の主要な防衛関連企業の多くは多角的な事業ポートフォリオを持ち、防衛分野は自衛隊だけの需要を主な市場とする比較的小規模な事業として位置づけられやすく、経営資源配分の優先順位が相対的に上がりにくい。また、高性能化が進む一方で、国内需要は装備ごと・年度ごとに区分されて形成されるため、個々の企業にとって設備投資の回収期間が見通しにくく、設備更新や新規投資には慎重な姿勢が続きやすい。こうした状況は、防衛事業の縮小・撤退を通じて基盤の脆弱化を招き、中長期の供給リスクを高める要因となり得る。

これらの課題が重なることで、必要な防衛生産・技術基盤や防衛装備品の安定的な製造を、自国のみで持続的に確保することは容易ではなく、国際協力の必要性も意識されつつある。

(2) 国際供給モデルの多層化

このように、日本の防衛生産・技術基盤には構造的な制約が残る一方で、国際協力の広がりや安保三文書の策定を背景に、国内の防衛装備整備と同志国との協力はいずれも中長期的に拡大が見込まれる。こうした制約と需要拡大が同時に進行する中で、国際協力を前提に、防衛装備品の供給にどのように関与していくかが改めて問われている。こうした問題意識の下、国際協力を通じた防衛装備品の供給への関与の在り方について整理する。その際、能力構築支援といった、将来の防衛装備品供給への関与につながり得る前段階の取り組みを踏まえつつ、本レポートでは、①完成装備品輸出、②国際共同開発・共同生産、③リージョナル整備拠点の三つの形態を「国際供給モデル」として設定し、以下、整理の対象とする(図表 2)。

図表 2 国際供給モデルの概要

形態	①完成装備品輸出	②国際共同開発・共同生産	③リージョナル整備拠点
内容	国際供給モデルへの関与の入り口	複数の国・企業が、設計・開発段階から関与	日本および同志国が運用する共通の防衛装備品を、日本で集中整備
関与の範囲	防衛装備移転三原則の範囲内	生産工程・機能を分担し、日本と同志国の供給網を構築	防衛装備品の改修・能力向上まで見据えた長期的関与
性格	自衛隊向け既存技術を基に、輸出先のニーズに応じて仕様を調整	複数地域にまたがる供給体制	長期的関与によって日本に技術を集約

(出所) 筆者作成

国際供給モデルに先立つ取り組みとして、自衛隊による能力構築支援は、インド太平洋地域、とりわけ東南アジアやインド洋沿岸諸国では、巡視船などの船舶供与や監視・警戒に関わる装備・運用支援を通じた海上保安機関の能力強化に加え、関係国の防衛当局に対する教育・訓練等の協力といった形でも継続的に行われてきた。こうした取り組みは、日本側の先進技術を前面に押し出すというより、海洋状況把握(MDA: Maritime Domain Awareness)²、海上警備や海難救助といった基礎的な海洋安全保障能力の底上げを主眼とした協力である。

近年は、こうした取り組みに加え、外務省が所管する政府安全保障能力強化支援(OSA: Official Security Assistance)といった新たな枠組みを通じて、同志国の防衛・安全保障機関に対する装備品供与やインフラ整備支援が制度的に位置づけられつつある。短期的には、こうした取り組みが地域全体の「安全保障ネットワークの底上げ」に資する一方、中長期的には、日本製防衛装備品や運用ノウハウに触れる人材や組織の裾野を広げることで、将来の市場形成や維持整備協力の土台づくりという側面も持つ。いわば、完成装備品輸出や共同整備・共同生産へと進むための前段階としての役割を果たしていると言える。

① 完成装備品輸出

国際供給モデルへの関与の入口として、完成装備品の輸出が位置づけられる。フィリピン向けの警戒管制レーダーは、防衛装備移転三原則の下で実現した日本初の完成装備品輸出の事例として位置づけられている。航空自衛隊向けレーダーの開発・製造経験を踏まえた既存技術を基礎としつつ、フィリピン空軍の要求に沿う形で新たに開発・製造された輸出仕様のシステムである点に特徴がある。開発リスクを抑えつつ、相手国のニーズに応じた

² MDAとは、沿岸監視・海上法執行等に必要な海域情報の把握のこと。

完成装備品を比較的短期間で提供し得るモデルであり、日本の防衛産業が国際市場に關与する際の一つの到達点とみなすことができる。

現行の防衛装備移転三原則では、完成装備品の海外輸出の対象が 5 類型に限定されているが、制度見直しをめぐる最近の動向を踏まえると、より広い範囲の装備品へ展開し得る余地が広がりつつある。

このほか、完成装備品の輸出に準じる形として、日本の円借款と造船技術を活用したベトナム海上警察向け巡視船の建造協力が挙げられる。これは現時点では日本主導の建造にとどまるものの、相手国の海上保安能力を高めつつ、日本の造船産業が国際的な供給に直接關与する取り組みとして位置づけられる。将来的には、相手国側の能力向上や制度整備の進展に応じて、国際共同開発・共同生産への展開し得る可能性を含んでいる。

② 国際共同開発・共同生産

さらに高次の關与の在り方として、国際共同開発・共同生産が国際供給モデルの中で重要な位置を占める。この形態では、複数の国・企業が設計・開発段階から關与し、将来の生産段階も視野に入れながら、工程や機能を分担する点に特徴がある。

本格的な事例の一つとして、日英伊による次世代戦闘機の共同開発(GCAP)が挙げられる。GCAP では、各国の企業がそれぞれの技術や事業特性に応じて、設計・開発から製造に至る工程や機能を分担し、共通の機体を共同で開発・生産し、各国が将来運用することを前提としている。この枠組みでは、統合的なサプライチェーンの構築や、先進的な開発・製造手法の導入も視野に入れられており、関連分野で技術や生産能力を有する企業が、特定の工程や機能を担う形で供給網に組み込まれ得る余地を含んでいる。

水上艦艇の分野においても、豪州政府は、次期汎用フリゲート艦の優先プラットフォームとして日本のものがみ型護衛艦の能力向上型を選定している³。日豪政府は、最終契約締結に向けて協議を進めており、その後は共同開発・共同生産が実施される予定となっている⁴。最初の 3 隻を日本で建造した後、残余艦の建造を豪州国内に移行する⁵、段階的な生産移転の枠組みとなっている。

このように、完成装備品の輸出にとどまらず、生産工程や機能の一部を同志国と分担する在り方は、国内のみでは受け止めきれない需要を取り込みつつ、相手国の防衛産業基盤と一体となった供給網を構築する枠組みとして

³ オーストラリア国防省発表 [https://www.minister.defence.gov.au/media-releases/2025-08-05/mogami-class-
frigate-selected-
navys-new-general-purpose-
frigates#:~:text=Mogami%2Dclass%2Ofrigate%2Oselected%2Ofor%2Othe%2ONavy's%2Onew%2Ogeneral%2Opurpose%2Ofrigates](https://www.minister.defence.gov.au/media-releases/2025-08-05/mogami-class-frigate-selected-navys-new-general-purpose-frigates#:~:text=Mogami%2Dclass%2Ofrigate%2Oselected%2Ofor%2Othe%2ONavy's%2Onew%2Ogeneral%2Opurpose%2Ofrigates)

⁴ 防衛省発表 <https://www.mod.go.jp/j/press/news/2024/11/28d.pdf>

⁵ オーストラリア海軍発表 [https://www.navy.gov.au/capabilities/ships-boats-and-submarines/general-purpose-
frigate#:~:text=An%2Oartist's%2Oimpression%2Oof%2Othe,Combat%2Osystem:%2OClassified](https://www.navy.gov.au/capabilities/ships-boats-and-submarines/general-purpose-frigate#:~:text=An%2Oartist's%2Oimpression%2Oof%2Othe,Combat%2Osystem:%2OClassified)

機能し得る。中長期的には、言わば、「Designed in Japan, made in like-minded countries(同志国)」のように、日本が設計や比較優位を有する中核技術に関わる部品の製造を担い、同志国が生産工程を分担する形で、複数地域にまたがる供給体制が展望されるだろう。

③ リージョナル整備拠点

国際供給モデルが多層化する中で、日本を含む同志国が運用する共通の防衛装備品を、日本にて集中的に整備する在り方として、リージョナル整備拠点が位置づけられる。現行の F-35 プログラムでは、日本国内の航空エンジン整備拠点が、アジア太平洋地域で運用されている F-35 のエンジン整備拠点の一つとして位置づけられ、地域内各国の機体を対象に分解・検査・修理・改修などの機能を担っている。この整備拠点では、少数の技術者であっても複数国の機体・エンジンを継続的に扱い、ライフサイクル全体を通じて得られる知見やデータに基づいて、技術を改良・更新しながら国内に蓄積していくことができる。日本向けにとどまらず、地域各国が運用する防衛装備品の改修や能力向上までを見据えて長期的に関与することで、日本国内に技術を集約し続ける仕組みに特徴がある。

日本の防衛装備品の国際展開においても、一定の整備・ドック機能を日本国内に残す設計とすることで、国際的な供給網に参画しながら、国内に技術を蓄積することが可能となる。完成装備品輸出、国際共同開発・共同生産、リージョナル整備拠点という三つの形態を組み合わせることにより、国内の防衛産業基盤を補完しつつ、日本側への技術集約を図る構造が見えてくる。

こうした三つの形態による国際供給モデルの多層化は、企業や産業の観点からは機会の広がりを意味する一方、国家の視点からは経済安全保障上の新たなリスクを内包している。このため、経済安全保障推進法の成立・公布以降、制度運用が段階的に開始される中で、国際供給モデルにおいては、案件ごとに関与の形態や範囲に応じた政府による慎重な評価が避けがたい。例えば豪州では、将来の海軍艦艇計画を担う戦略的造船企業に対する海外企業出資の拡大に対し、機微情報へのアクセスの制限や取締役指名に関する要件など、情報保全とガバナンスに踏み込んだ条件を付して承認する例も示された⁶。このように、国際供給モデルへの関与にあたっては、国が制度や運用の枠組みを通じて前提条件を定め、その枠内で企業が関与の可否や関与の在り方を検討する構造が一般化しつつある。

このように、三つの形態からなる国際供給モデルは、国際協力を前提に進めるものとしつつ、その過程において、経済安全保障の要請と両立する形で組み立てる必要がある。こうした前提の下で、日本企業が防衛分野に参画する際の可能性と、国際供給モデルへの関与を含む判断軸と論点を整理する。

⁶ オーストラリア財務大臣発表 <https://ministers.treasury.gov.au/ministers/jim-chalmers-2022/media-releases/foreign-investment-decision-0>

3. 日本企業の防衛分野への参画をめぐる可能性とその判断軸

こうした事業環境の下で日本企業に問われるのは、国際供給モデルの下で、防衛装備品の供給への関与の在り方が複数存在する中、どこに、どのように関わるかという判断である。以下では、この判断を行う際に企業が考慮すべき視点を整理する。

(1) 裾野産業としての防衛産業

防衛産業への関与は、防衛装備品を製造する一部のプライム企業に限られず、一般産業に属する企業が部品供給や後方領域などを通じて関与し得る余地もある。このため、防衛産業との接点は企業ごとに異なり、企業は自社の技術や事業内容に応じて、サプライチェーン上での関与の位置づけを見定める必要がある。完成装備品輸出、国際共同開発・共同生産、リージョナル整備拠点といった国際供給モデルの下で整理される複数の関与形態は、プライム企業に限られた論点にとどまらず、部品供給や後方領域を担う企業にとっても、自社の強みを活かして事業領域を広げ得る機会として位置づけられつつある。

(2) 防衛・民生分野双方向に進む技術の波及

防衛産業を産業構造として捉えると、関与の広がりを支えているのは、装備品そのものだけではなく、そこで用いられる技術の流れもある。とりわけ近年は、防衛分野と民生分野の間で、技術が一方向に移転するのではなく、相互に行き来する構図が明確になっている。

従来、防衛分野で培われた技術や品質管理の考え方が、民生分野に展開される事例は少なくなかった。高い信頼性や安全性が求められる防衛用途で確立された設計思想や製造技術が、民生分野における高度化や差別化につながってきたという流れである。例えば、空自機向けに開発された高度な複合材航空構造技術が、その後、旅客機の国際共同生産において構造部位の製造に応用されてきた経緯がある。

もっとも現在では、技術革新の起点が民生分野に移る中で、防衛分野が商用技術を前提に能力を構成していく局面が増えている。これらは典型的なデュアルユース技術であり、民生側で先行した技術が防衛分野に取り込まれることで、防衛産業への関与の射程は防衛専門企業に限られなくなる。一般産業の企業であっても、民生向けに培ってきた技術やノウハウが、防衛分野に接続される可能性を持つ。こうした接点の拡大は、一般企業の成長や事業拡大の機会につながる可能性がある。

⁷ デュアルユース技術に関する詳細については、World Trend Foresight No.64「デュアルユース技術の管理を巡る地政学」
<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence/assets/pdf/world-trend-foresight-064.pdf> を参照のこと。

(3)防衛分野への関与における判断軸

防衛分野への関与は、企業にとって成長機会となり得る一方、経済安全保障の要請を前提とした対応が求められる領域であり、通常の民間事業とは異なる前提条件を伴う領域でもある。国際供給モデルを通じて、設計情報・製造ノウハウ・ソフトウェア・運用データ等の技術・情報が国境を越えて取り扱われることから、①技術・情報の越境取扱いの範囲と条件、②技術・情報の保全、③パートナー国・企業のガバナンス、④第三国資本・影響の有無について、関与を検討する段階で点検し、関与の可否や範囲を判断することが求められる。以下、これら四つの点検項目について整理する。

① 技術・情報の越境取扱いの範囲と条件

まず、防衛分野では、完成装備品や部品の移転に限らず無形の技術・情報も国境を越えて取り扱われ得る点を前提に、どの対象を、どの範囲まで、どの条件で共有するかを整理する必要がある。とりわけデュアルユース技術では、民生用途と防衛用途のいずれにも転用され得ることから、どちらの用途を前提とするか、またどの水準の情報を共有するかによって、取扱いの在り方が変化し得る。このため、設計から製造、運用に至る各段階に応じて、共有可能な技術・情報の範囲をあらかじめ定めておくことが、事業としての成立性に影響し得る。

また、こうした整理は自社単独で完結するとは限らない。政府間枠組みが整う場合でも、実務では、パートナー企業との間で技術・情報の区分、共有範囲、再移転の扱い、管理手順等を、契約および運用として具体化することが求められる。

② 技術・情報の保全

次に、「①技術・情報の越境取扱いの範囲と条件」で定めた範囲・条件を前提に、共有対象となる技術・情報を確実に守り続けられる保全体制を持てるかが問われる。防衛分野では、設計情報や試験データ、運用を通じて得られる知見といった技術・情報が、事業活動を通じて蓄積され、重要な資産となり得る。そのため、技術・情報へのアクセス権限、取扱いルール、監査・是正の手当てなどに加え、関与の形態によってはセキュリティクリアランスといった経済安全保障上の要件も含めて、これらを企業が実務として一貫して運用できるかどうか、関与の可否や深さに影響し得る。

また、保全は社内だけの体制で完結するものではない。国際協業や外部委託を伴う事業形態では、委託先やそのサプライチェーン上のサプライヤーを含めた技術・情報の保全体制の実効性についても、あらかじめ視野に入れておく必要がある。

③ パートナー国・企業のガバナンス

さらに、事業の成立が自社単独の管理能力だけでなく、相手方のガバナンスや管理能力にも左右される局面が生じ得る。政府間で一定の枠組みが整えられる場合であっても、実際の事業運営や責任の所在は企業に委ねられるため、相手方が関係者や委託先を含めて、事業運営を安定的に管理・統制できるかを見極める視点が重要となり得る。

④ 第三国資本・影響の有無

防衛分野への関与を検討する際には、直接の取引相手や協業先に加え、第三国資本の影響がどの程度及ぶ可能性があるかという視点も重要となる。国際共同開発・共同生産や海外企業との協業では、表面的な契約関係の背後に出資関係や資本構成、支配構造が重層的に存在する場合があります。直接のパートナー企業だけでなく、その背後にある資本関係や支配構造が事業の成立や継続性に影響を与え得る。

政府による審査・確認の対象となる場合もあり得るが、第三国資本の関与自体が直ちに問題となるわけではない。しかし、出資や取引関係等を通じて、企業の意思決定や情報管理に当初想定していなかった影響が及ぶ可能性がある。第三国の影響は、出資比率や株主構成に限られず、資金調達、技術供給、役員任命、非公開情報へのアクセス等の間接的な関与を通じても生じ得るため、その存在や影響の度合いを把握した上で、事業として管理可能な範囲に収められるかを点検する姿勢が求められる。

(4) 国際供給モデルへの判断軸の当てはめと関与の在り方

以上整理した四つの判断軸は、防衛産業への関与を検討する企業に共通して用いられる視点である。もともと、完成装備品輸出、国際共同開発・共同生産、リージョナル整備拠点という国際供給モデルの三形態では、同じ判断軸であっても問題となる局面や確認・管理が求められる範囲が異なり得る。このため、これまでに整理した四つの判断軸を国際供給モデルの三形態に当てはめ、関与を検討する際に留意すべき点を確認する。

① 完成装備品輸出

完成装備品の輸出は、契約の対象や提供範囲を比較的明確に定義しやすい関与形態であり、初期段階では「①越境取扱いの範囲と条件」が判断の起点となりやすい。すなわち、どの技術・情報を対象とし、どこまでを提供範囲とするかの切り分けが、関与の可否を左右し得る。もともと、完成装備品の輸出においては、引き渡しをもって関与が完結するとは限らない。防衛装備品の運用開始後に、維持整備や供給後の教育・訓練、技術的助言といった継続的な関与を伴う。この際、提供プロセスの中で取り扱われる技術・情報の範囲が段階的に広がり得るため、

「②技術・情報の保全」や、相手側での取扱い体制を含む「③パートナー国・企業のガバナンス」にも留意が必要となり得る。

②国際共同開発・共同生産

国際共同開発・共同生産は、複数の国・企業が長期にわたり関与する形態であり、「①越境取扱いの範囲と条件」「②技術・情報の保全」「③パートナー国・企業のガバナンス」「④第三国資本・影響の有無」の判断軸が相互に結び付いて現れやすい点に特徴がある。これらの判断軸については、計画や契約の当初に一度整理して終えるのではなく、工程の進展に伴い、関与主体や取り扱う技術・情報の範囲が変化し得るため、継続的に点検していく必要が生じる。

③リージョナル整備拠点

リージョナル整備拠点は、長期的な関与を前提とする形態であり、整備を通じて得られる知見やデータを媒介として技術を蓄積し得る点に特徴がある。この形態では、国際共同開発・共同生産された防衛装備品について、日本と同一の装備品を運用する同志国が関与するため、たとえ日本を源とする技術・情報であっても、その共有や取扱いが国境をまたぐこととなり、取り扱われる技術・情報の「①越境取扱いの範囲と条件」が、関与の前提条件になりやすい。また、整備業務の一部を外部に委託する場合には、委託先を含めた技術・情報の管理が必要となる。一方、リージョナル整備拠点を通じて、日本と共同開発・共同生産した防衛装備品を運用する同志国に対しても、同一仕様の部品や補用品を共有し得る可能性も想定される。これらの場合には、整備業務にとどまらず、部品や補用品の供給まで含めて技術・情報の取扱いが広がり得るため、「①越境取扱いの範囲と条件」や「②技術・情報の保全」に関する判断軸が、より広い射程で関与の前提条件となる。

以上の三形態のいずれにおいても、四つの判断軸に照らして、企業はどの工程に、どの範囲まで関与するかを見定める必要がある。この見定めにおいては、この四つの判断軸を前提に、自社の競争優位の確立や収益機会の拡大、事業としての継続性につながる関与を選べるかどうか、まず問われる。その上で、こうした事業性を中長期的に確保する観点から次に問われるのは、技術集約を研究開発や設計の段階だけで完結させないことである。製造や整備、運用の現場で得られる知見やデータを通じて、技術を短いサイクルで改良・更新し、次の開発に戻す循環を、企業が実務として継続的に維持できるかどうか焦点となる。この循環が成立することで、企業は防衛分野で付加価値を創出し続けることが可能となり、その結果として、技術が日本国内に蓄積され、防衛産業が日本経済全体の成長を支える要素の一つとなっていく。

こうした判断は、個別の制度対応や技術評価にとどまらず、政策動向、国際供給モデルの構造、自社の技術や事業内容を横断的に整理することが求められるため、社内の検討だけで十分に行うのは容易ではないだろう。このため、制度・政策や国際事業に関する外部の専門的知見を活用しながら、関与の選択肢を体系的に整理し、客観的に点検していくアプローチも、検討に含まれるだろう。

こうした視点は、防衛分野への関与を検討する企業が、国際供給モデルの下で自社の関与可能性を具体的に整理し、事業としての選択肢を検討する上での一つの判断の枠組みとなり得る。次に、こうした企業ごとの判断が積み重なることで、どのような防衛産業の将来像が描かれ得るのかを展望する。

4. 防衛産業の将来像

これまで整理してきたとおり、日本の防衛産業をめぐる事業環境は、国際協力の拡大と国内基盤の制約が同時に進行する局面にある。このため、防衛産業の将来像については、国際協力を前提とした関与の広がり、国内産業基盤の持続性とをいかに両立させるかという観点から、改めて整理する必要があるが生じている。

その将来像の核心は、同志国との国際協力の下で、防衛装備品の運用や整備から得られる知見やデータを活かし、技術を短いサイクルで改良・更新して成果を日本国内に還流させ、次の開発につなげる循環を、実務として維持できるかどうかにある。こうした観点から、国際協力の形態や関与の範囲そのものを広げることが目的なのではなく、こうした関与が、日本として比較優位を有する技術を国内に集約し、継続的に更新していく構造につながっているかどうかに着目する。このような構造の下では、日本が設計や比較優位を有する中核技術に関わる部品の製造を担い、同志国が生産工程を分担する形で、供給体制の多拠点化が進むと考えられる。このため、中長期的には、「Designed in Japan, made in like-minded countries」として、日本が開発し同志国で生産された防衛装備品が、同志国で運用されるだけでなく、日本にも輸入され、自衛隊が運用する構図も想定し得る。

以上を踏まえると、企業は国際供給モデルへの関与を通じて、自社がどの機能を担い、どの技術を国内に集約し得るのかを見極めることが、重要な課題となる。国際協力を前提とした事業環境の下で、自社の強みが生きる関与の在り方を選択し、その選択が、中長期的な成長につながり得るかを冷静に検証していく姿勢が、今後一層求められるだろう。こうした企業の選択が積み重なることで、防衛産業は、単なる防衛装備品供給の領域にとどまらず、日本が比較優位を有する高度な技術が循環する産業として位置づけられ得る。その結果、防衛産業は、成長戦略の文脈の下で、日本経済全体の成長や産業競争力の強化に接続されていく可能性を持つであろう。

まとめ

近年、防衛産業は成長戦略の検討分野の一つとして位置づけられ、その役割が改めて注目されている。防衛装備品をめぐる需要は、従来の国内需要にとどまらず、同志国との協力を前提とした国際的な供給へと広がりつつあり、日本企業にとっても関与の可能性は拡大している。本レポートでは、こうした環境の下で、防衛分野への関与の在り方を整理してきた。

防衛産業は裾野が広い産業であり、これまで防衛分野と直接の接点を持たなかった企業であっても、技術や事業内容次第では参画の余地が生じ得る。完成装備品輸出、国際共同開発・共同生産、リージョナル整備拠点といった国際供給モデルの下では、企業ごとに異なる関与の選択肢が存在しており、重要なのは、それらを前提に自社がどの工程や機能に関与すべきかを主体的に判断することである。

防衛産業が成長戦略の検討分野の一つとして位置づけられている中で、こうした企業の主体的な判断が日本の成長に結びつくかどうかは、国際供給モデルを通じて、技術を国内に集約し続けられるかにかかっていると言えるだろう。

富澤 寿則 マネージャー

PwC Intelligence
PwC コンサルティング合同会社

PwC Intelligence 統合知を提供するシンクタンク

<https://www.pwc.com/jp/ja/services/consulting/intelligence.html>

PwC コンサルティング合同会社

〒100-0004 東京都千代田区大手町 1-2-1 Otemachi One タワー Tel:03-6257-0700

©2026 PwC Consulting LLC. All rights reserved. PwC refers to the PwC network member firms and/or their specified subsidiaries in Japan, and may sometimes refer to the PwC network. Each of such firms and subsidiaries is a separate legal entity. Please see www.pwc.com/structure for further details. This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors